別紙様式第二十三号中「より資金移動業」の次に「の（全部・一部）」を加え、同様式記載上の注意2．中「名称」の次に「又は会社法第２条第34号に規定する電子公告を行ったウェブサイト」を加え、同記載上の注意中2．を3．とし、1．の次に次のように加える。

2．本文中の括弧内について、資金移動業の全部廃止か一部廃止かに応じて丸囲みすること。

（認定資金決済事業者協会に関する内閣府令の一部改正）

第十五条　認定資金決済事業者協会に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「資金移動業」の下に「「仮想通貨交換業」を加え、「、資金移動業」の下に「、仮想通貨交換業」を加える。

第五条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　法第六十三条の二の登録を受けないで仮想通貨交換業を行っている者を知ったときは、その者及び当該者が行う仮想通貨交換業に関する情報

第六条第四号中「又は資金移動業」を「、資金移動業又は仮想通貨交換業」に改め、同条第五号中「及び資金移動業」を「、資金移動業及び仮想通貨交換業」に改める。

（資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正）

第十六条　資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令

第一条第一項中「「資金移動業」、「資金移動業者」又は「指定紛争解決機関」」を「「指定紛争解決機関」、「紛争解決等業務」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」又は「紛争解決等業務の種別」」に、「資金移動業、資金移動業者又は指定紛争解決機関」を「指定紛争解決機関、紛争解決等業務、苦情処理手続、紛争解決手続又は紛争解決等業務の種別」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」又は「手続実施基本契約」又は「資金移動業等関係業者」」に、「苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務又は手続実施基本契約」を「手続実施基本契約又は資金移動業等関係業者」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「「資金移動業関連苦情」、「資金移動業関連紛争」又は「加入資金移動業者」」を「「資金移動業等関連苦情」、「資金移動業等関連紛争」又は「加入資金移動業者」」に、「資金移動業関連苦情、資金移動業関連紛争又は加入資金移動業等関係業者」に改め、同項を同条第三項とする。

第二条中「資金移動業者の」を「資金移動業等関係業者（当該申請により法第九十九条第一項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別に係るものに限る。以下この章において同じ。）の」に、「資金移動業者（」を「資金移動業等関係業者（」に、「すべての資金移動業者」を「全ての資金移動業等関係業者」に改める。

第三条の見出し中「資金移動業者」を「資金移動業等関係業者」に改め、同条中「資金移動業者」を「資金移動業等関係業者」に、「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

4　金融庁長官は、法第九十九条第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で公示しなければならない。

第五条第二項第一号及び第二号中「すべての資金移動業者」を「全ての資金移動業等関係業者」に改め、同項第三号中「資金移動業者」を「資金移動業等関係業者」に改める。

第七条中「加入資金移動業者」を「加入資金移動業等関係業者」に改める。

第十条第一項第一号中「加入資金移動業者」を「加入資金移動業等関係業者」に、「資金移動業関連苦情」を「資金移動業等関連苦情」に改め、同項第二号中「加入資金移動業者」を「加入資金移動業等関係業者」に改める。

第十一条第一項第四号中「資金移動業関連紛争」を「資金移動業等関連紛争」に改め、同条第三項第三号中「資金移動業関連苦情」を「資金移動業等関連苦情」に改める。

第十二条の見出し及び同条第一項中「資金移動業等関連紛争」を「資金移動業等関連紛争」に、「加入資金移動業者」を「加入資金移動業等関係業者」に改め、同条第二項中「資金移動業関連紛争」を「資金移動業等関連紛争」に改める。

第十四条第一項及び第二項第七号中「資金移動業者」を「資金移動業等関係業者」に改め、同項第九号中「加入資金移動業者」を「加入資金移動業等関係業者」に改める。

第十六条第二項中「第十五条第三項」を「金融庁長官は、前条第三項」に、「に対する処分は、一月以内にするよう」を「がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするように」に改める。

別紙様式目次中「加入資金移動業者等」を「加入資金移動業等関係業者等」に改める。

別紙様式10中「加入資金移動業者等」を「加入資金移動業等関係業者等」に、「資金移動業者」を「資金移動業等関係業者」に改める。

別紙様式11(1)イの表記載上の注意1中「資金移動業関連苦情」を「資金移動業等関連苦情」に改め、同様式11(2)ウの表記載上の注意1中「資金移動業関連紛争」を「資金移動業等関連紛争」に改める。

（金融庁組織規則の一部改正）

第十七条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第十項第一号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト　仮想通貨交換業を行う者

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、同年三月二十五日から施行する。

（改正法施行前における認定資金決済事業者協会の認定を受けるための準備行為）

第二条　改正法第十一条の規定による改正後の資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。以下この条において「新資金決済法」という。）第六十三条の二の登録を受けようとする者（新資金決済法第二条第七項に規定する仮想通貨交換業を行う者が設立した一般社団法人に限る。）は、この府令の施行前においても、銀行法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第八号）第十条の規定による改正後の資金決済に関する法律施行令第二十三条第一項の申請書及び同条第二項の書類に準じた書類を金融庁長官に提出して、新資金決済法第八十七条の認定を受けるために必要な準備行為を行うことができる。

（改正法附則第三条の規定による届出）

第三条　改正法附則第三条の規定による届出をしようとする銀行は、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該銀行と所属外国銀行（改正法第一条の規定による改正後の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下この条において同じ。）及び当該所属外国銀行の属する外国銀行グループ（同法第五十二条の二第二項に規定する外国銀行グループをいう。以下この条において同じ。）との間の資本関係を記載した書面

三　所属外国銀行の属する外国銀行グループの連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他の最近における外国銀行グループの業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

四　所属外国銀行の属する外国銀行グループに係る経営の基本方針を示す書面

五　所属外国銀行の属する外国銀行グループに係るリスク管理及び法令遵守に関する方針を示す書面